

参考資料 2 - 1 地下水質に係る評価方法について

地下水質は、平成 9 年 3 月 13 日に設定された地下水の水質汚濁に係る環境基準（参考資料 2 - 2）により評価を行っている。

環境基準設定以前は、次の方法により評価を行った。

平成元年度から平成 4 年度まで

地下水質に係る旧評価基準

（平成元年 9 月 14 日付け環水管第 189 号環境庁水質保全局長通知）

有 害 物 質	評 価 基 準
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
（備考） 1. 最高値で評価する。	

暫定指導指針

（昭和 59 年 8 月 22 日付け環水管第 127 号、環水規第 148 号 環境庁水質保全局長通知）

（平成 元年 4 月 20 日付け環水管第 103 号、環水規第 93 号 環境庁水質保全局長通知）

項 目	管 理 目 標
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.003 mg/L 以下

暫定指導指針は、平成元年度の改正水質汚濁防止法による地下浸透規制等の導入以前に、地下水汚染の防止等を目的として昭和 59 年に設定されたもの。

最高値で評価する。

平成５年度から平成８年度まで

地下水質に係る新評価基準

(平成５年３月８日付け環水管第２２号 環境庁水質保全局長通知)

項 目	評 価 基 準
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
１，２－ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
１，１－ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
１，１，１－トリクロロエタン	1 mg/L 以下
１，１，２－トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
１，３－ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 mg/L 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
セ レ ン	0.01 mg/L 以下
(備考)	
１.最高値で評価する。	

旧評価基準からの変更点

- ・有機燐を削除
- ・ジクロロメタン等１３項目の追加
- ・鉛、砒素の基準値を強化、１，１，１－トリクロロエタン、四塩化炭素の基準値を変更

なお、平成９年３月１３日に環境基準が設定されたことに伴い、評価基準は同日付け廃止されている。